

監理団体名	代表者名	所在地	取り消した監理団体の許可番号	処分理由	処分年月日
協同組合クリエイティブ・ネット	民輪聡宏	兵庫県加西市国正町563番地	許1708000404	協同組合クリエイティブ・ネットは、外国人技能実習機構による実地検査において、虚偽の入国後講習実施記録の提出等を行ったため、技能実習法第39条第3項の基準を満たさず、また、同法第26条第4号に当たるものとして、同法第37条第1項第1号及び同項第2号に規定する監理団体の許可の取消し事由に該当することとなった。	平成30年12月27日
国際技術交流協同組合	石橋淳也	千葉県山武郡芝山町大里56番地1	許1704001789	国際技術交流協同組合は、外国の送出国であるTTC VIETNAM HUMAN RESOURCES JOINT STOCK COMPANYとの間で、技能実習生等が本邦において行う技能実習に関連して、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める内容の「外国人技能実習事業に関する協定付属覚書」を締結していたこと、また、同覚書の中で、技能実習法第28条第1項の規定に照らして不適正な内容の取決めを交わしていたことから、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものとは認められず、同法第25条第1項第8号の基準を満たさないため、同法第37条第1項第1号に規定する監理団体の許可の取消し事由に該当することとなった。	令和元年10月8日
Kyodo事業協同組合	浦塚厚生	埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上451番地2	許1704001902	Kyodo事業協同組合は、外国の送出国であるVIET HUMAN RESOURCES CONNECTION JOINT STOCK COMPANYとの間で、技能実習法第28条第1項の規定に照らして不適正な条項を盛り込んだ技能実習事業に関する協定書付属覚書を締結していたことから、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものとは認められず、同法第25条第1項第8号の基準を満たさないため、同法第37条第1項第1号に規定する監理団体の許可の取消し事由に該当することとなった。	令和元年10月8日